

寒川町国民保護計画修正の概要

1. 修正の趣旨

令和7年度寒川町行政組織見直しに対応するため、寒川町国民保護計画に定める部編成※1を修正する。なお、今回の修正にあっては、時点修正等を行わず、行政組織見直し等に伴う修正のみとする。

※1 寒川町国民保護計画では部単位の記述しかないため、部編成のみの修正となる。

※ 詳細は別紙「02_新旧対照表」を参照

2. 主な修正内容

(1) 部の新設・名称変更に伴う修正

町長室を新設。名称の変更（学び育成部⇒子ども育成部）に伴う修正。

①部の新設に伴う平素及び国民保護事案発生時の主な業務を追加

【平素の業務】

部名	平素の業務
町長室	・ 情報収集・提供体制の整備に関すること。

【国民保護事案発生時の主な業務】

部名	主な業務
町長室	・ 特命事項に関すること。 ・ その他部内の業務に関すること。

②名称変更に伴う修正

学び育成部⇒子ども育成部

(2) デジタル推進課の移設（企画部⇒総務部）に伴う平素業務の修正

デジタル推進課が担う情報機器等の整備・運営業務に関して、企画部から総務部へ移行する。

※赤字が修正箇所。

部名	平素の業務
企画部	・ 安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・ コンピュータ及びネットワーク等による非常通信体制に関すること ・ 情報通信手段の整備、運営に関すること。 ・ 非常通信体制の整備に関すること。 ・ 広報体制の整備に関すること。

	情報収集、提供体制の整備に関する事。
総務部	・ 固定電話等の情報通信手段の整備・運営に関する事。 ・ ボランティアとの連絡調整に関する事。 ・ 集客施設等(大型店舗)との連絡体制の整備に関する事。 ・ 安否情報の収集体制の整備に関する事。 ・ 情報収集・提供体制の整備に関する事。 ・ <u>コンピュータ及びネットワーク等による非常通信体制に関する事</u> ・ <u>情報通信手段の整備、運営に関する事。</u> ・ <u>非常通信体制の整備に関する事。</u>